

## お知らせ

### 4年度住民税非課税世帯向け臨時特別給付金の確認書を発送しています

#### ●3年12月10日以前から区内に住民票がある世帯

手続きに必要な確認書を6月27日から発送しています。確認書に必要事項を記載のうえ、返信用封筒にてご返送ください。提出期限は、9月30日(金)です。

#### ●3年12月11日以降に転入された世帯

区から前住所地へ課税情報の照会を行い、支給対象世帯へ順次、確認書を送付します。前住所地への照会には時間がかかります。お急ぎの方は、4年度の方の非課税証明書を持参することで、申請することができます。

※3年度住民税非課税世帯向け給付金を受給した世帯（未申請や辞退した世帯を含む）または家計急変世帯向け給付金を受給した世帯は対象になりません。

▶**問合せ** 台東区住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター  
**TEL** 0120 (000) 573

### 小・中学生向けおすすめ本のブックリストを発行しました

図書館が選んだおすすめ本のリストを発行しました。区立小・中学校に在学中の子供には各学校を通じて配布しています。読書の参考にぜひご利用ください。

▶**配布場所** 各区立図書館  
 ▶**対象・タイトル** 小学生向け・「この本よんだ? 2022」、中学生向け・「ティーンズセレクション2022」  
 ▶**問合せ** 中央図書館  
**TEL** (5246) 5911



### 販売される犬、猫へのマイクロチップ装着等が義務化されました

6月1日から販売される犬、猫へマイクロチップの装着と登録が義務化されました。現在飼育している犬や猫で、まだマイクロチップが装着されていない場合は、できるだけ装着するよう努めてください。  
 ▶**手続きが必要な場合**

①飼っている犬や猫に新しくマイクロチップを装着した場合、登録が必要  
 ②マイクロチップを装着した犬、猫を新しく飼いだめた場合、変更登録が必要  
 ③住所や電話番号など登録した内容に変更があった場合や、犬や猫が死亡した場合は届出が必要

▶**手続方法** 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト（下記二次元コード）より登録（郵送も可）

※上記サイトで手続きを行った場合は、保健所への手続きは不要です。

※犬に装着されたマイクロチップは鑑札とみなされます。すでに鑑札を交付した犬にマイクロチップを装着した場合は、保健所へ鑑札を提出してください。

▶**問合せ** 台東保健所生活衛生課  
**TEL** (3847) 9437

▶**手続方法** 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト（下記二次元コード）より登録（郵送も可）

※上記サイトで手続きを行った場合は、保健所への手続きは不要です。

▶**問合せ** 台東保健所生活衛生課  
**TEL** (3847) 9437

## 台東区・ノーザンビーチ市姉妹都市提携40周年記念事業を実施します



Looking over North Harbour and Manly Beach, Northern Beaches Council



Shelly Beach, Manly, Northern Beaches Council



Dee Why to Curl Curl headland, Northern Beaches Council

#### ●パネル展

台東区とオーストラリア ノーザンビーチ市（旧マンリー市）の交流の歴史やオーストラリアの文化等を紹介します。

▶**期間・場所** 第1回は8月1日(月)～10日(火)（閉庁日除く、最終日は午後3時まで）・区役所1階ロビー、第2回は11月19日(土)～12月16日(金)・浅草文化観光センター7階展示スペース、第3回は5年2月13日(月)～21日(火)・生涯学習センター1階アトリウム

#### ●オーストラリア ランチフェア

▶**期間** 8月8日(月)～19日(金)（土・日曜日・祝日除く）  
 ▶**場所・時間** チカショクさくら（区役所地下1階）・午前11時～午後3時  
 ▶**提供メニュー** 1週目はチキンシュニツェル（チキンカツレツレモンタルソース添え）、2週目はチキンパルミジャーノ（チキンカツレツトマトチーズ焼き）※各日20食限定  
 ▶**価格** 各700円（小鉢付き）

#### ●オンラインクッキング教室

食を通じてオーストラリアの文化を体験できるオンラインクッキング教室を開催します。  
 ※8月下旬頃募集、11月動画公開

▶**問合せ** 都市交流課  
**TEL** (5246) 1193



(1週目) チキンシュニツェル



(2週目) チキンパルミジャーノ

### 「協働事業提案制度」公開プレゼンテーション

地域活動団体等から協働事業の提案を募集し、提案団体によるプレゼンテーションを実施します。

見学希望の方は下記問合せ先へお申込みください（区HPからも申込可）。

▶**日時** 8月31日(火)午後1時30分  
 ▶**場所** 台東区社会福祉協議会  
 ▶**定員** 15人（先着順）  
 ▶**問合せ** 区民課 **TEL** (5246) 1126

※犬に装着されたマイクロチップは鑑札とみなされます。すでに鑑札を交付した犬にマイクロチップを装着した場合は、保健所へ鑑札を提出してください。

▶**問合せ** 台東保健所生活衛生課  
**TEL** (3847) 9437

※上記サイトで手続きを行った場合は、保健所への手続きは不要です。

▶**手続方法** 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト（下記二次元コード）より登録（郵送も可）

※犬に装着されたマイクロチップは鑑札とみなされます。すでに鑑札を交付した犬にマイクロチップを装着した場合は、保健所へ鑑札を提出してください。

▶**問合せ** 台東保健所生活衛生課  
**TEL** (3847) 9437

※上記サイトで手続きを行った場合は、保健所への手続きは不要です。

▶**手続方法** 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト（下記二次元コード）より登録（郵送も可）

※上記サイトで手続きを行った場合は、保健所への手続きは不要です。

▶**問合せ** 台東保健所生活衛生課  
**TEL** (3847) 9437

※上記サイトで手続きを行った場合は、保健所への手続きは不要です。

▶**手続方法** 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト（下記二次元コード）より登録（郵送も可）

※上記サイトで手続きを行った場合は、保健所への手続きは不要です。

### 区役所にマイボトル専用給水機を設置しました

マイボトル（水筒）を持参の上、ぜひご利用ください。

▶**設置場所** 区役所3階浅草側、6階上野側  
 ▶**問合せ** 総務課 **TEL** (5246) 1082

### ビジネス支援ネットワークをご活用ください

弁護士、弁理士、社会保険労務士、税理士等の専門家に経営相談できる「ビジネス支援ネットワーク」に、新たに行政書士相談が加わりました。

▶**主な相談内容** 各種営業の許認可申請、電子申請に関する事、法人関連（NP〇や医療法人）手続きに関する事、在留資格、ビザに関する事等

▶**問合せ** 台東区産業振興事業団  
**TEL** (5829) 4125

### 原爆に被爆された方に見舞金をお渡しします

▶**対象** 被爆者健康手帳をお持ちで8月1日現在区内在住の方  
 ▶**支給額** 1万円（預貯金口座に振込み）  
 ▶**申請方法** 郵送申請（要事前連絡）または、被爆者健康手帳・本人名義の預貯金通帳を下記問合せ先へ持参

▶**日時** 8月10日(火)午前11時頃  
 ▶**放送内容** チャイム+「これは、Jアラートのテストです。」（3回繰り返し）「こちらは、ぼうさいたいとうです。」+チャイム

▶**問合せ** 危機・災害対策課  
**TEL** (5246) 1092

※代理の方が申請する場合は、下記のほか、代理人の本人確認書類が必要です。  
 ※昨年受給した方は申請不要です。

▶**申請期間** 8月1日(月)～31日(火)  
 ※土・日曜日・祝日を除く  
 ▶**問合せ** 福祉課（区役所3階⑤番）  
**TEL** (5246) 1172

### 第1回長期総合計画一部修正有識者意見聴取会傍聴者募集

▶**日程** 8月16日(火)午後3時～5時  
 23日(火)午後6時～8時  
 ▶**場所** 区役所4階庁議室  
 ▶**定員** 5人（先着順）  
 ※新型コロナウイルス感染防止対策のため、傍聴人数を制限しています。

▶**申込方法** 住所、氏名、電話番号を電話かメールで下記問合せ先へ  
 ▶**申込締切日** 8月5日(金)  
 ▶**問合せ** 企画課 **TEL** (5246) 1012  
**Eメール** kikaku.u6a@city.taito.tokyo.jp

### 全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉試験放送を実施します

▶**日時** 8月10日(火)午前11時頃  
 ▶**放送内容** チャイム+「これは、Jアラートのテストです。」（3回繰り返し）「こちらは、ぼうさいたいとうです。」+チャイム  
 ▶**問合せ** 危機・災害対策課  
**TEL** (5246) 1092

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の加入者へ

#### ●保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少した世帯等は、申請により減免が受けられます。対象者や要件等詳しくは、右記二次元コードよりご覧ください。

▶**問合せ** 国民健康保険料は台東区国保コールセンター（7月29日(金)まで）**TEL** (6671) 9294、国民健康保険課資格係（8月1日(月)～）**TEL** (5246) 1252、後期高齢者医療保険料は国民健康保険課後期高齢者保険係 **TEL** (5246) 1491

介護保険料は介護保険課 **TEL** (5246) 1246

#### ●新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金

▶**対象** 国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために就労できなかった方  
 ※給与などの支払いを受けている方に限ります。

▶**支給対象となる日数** 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の就労を予定していた日数  
 ▶**支給額** 直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数

▶**適用期間** 2年1月1日～4年9月30日（ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで）

▶**問合せ** 国民健康保険課 **TEL** (5246) 1253  
 後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」  
**TEL** 0570-086-519



▲国民健康保険料についてはこちら



▲後期高齢者医療保険料についてはこちら



▲介護保険料についてはこちら